

◎新潟県告示第1192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荒海 雄治（はり・きゅう）	らいふマッサージ治療院 新発田店	新発田市舟入町1-6 -16-101	平成24年7月4日
石井 敬二（あん摩・マッサージ）	らいふマッサージ治療院 新発田店	新発田市舟入町1-6 -16-101	平成24年8月27日
間野 浩正（柔道整復）	なごみ整骨院 鍼灸院	見附市新町3-12-10	平成24年8月12日
間野 浩正（はり・きゅう）	なごみ整骨院 鍼灸院	見附市新町3-12-10	平成24年8月12日